

大阪市政策協議会条例案

市政の重要課題について市長及び市議員で協議し、論点を明確にすることにより、市民生活の向上や市政の発展につながる政策の実現をめざすとともに、市民への説明責任を果たすため、この条例を制定する。

(設置)

第1条 市政の重要課題について市長及び市議員で協議し、その内容を政策の企画立案に反映させるとともに、市民への説明責任を果たすため、大阪市政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長

(2) 市会議長

(3) 市会が推薦した市議員（市会議長を除く。） 8人以内

(座長)

第3条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員のうちから委員が協議により定める。

3 座長は、会議の議事を進行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、市長又は市会議長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 協議会の会議は、公開とする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市政策協議会の設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。